

## 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 平成24年度実施施策一覧

施策の方向	実施した施策
<b>基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進</b>	
1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	<p>○With You さいたまにおけるDV防止フォーラムの実施 ○DV防止フォーラム関連取組（パープルリボンプロジェクト、DV防止関連展示） ○地区ネットワーク会議の開催(1回) ○防犯講習会（DV被害の防止 23回） ○交番・駐在所のミニ広報誌への掲載、警察施設へのポスター掲示（各警察署） ○街頭での防犯キャンペーンの実施(8回) ○防犯講話等を活用した広報・啓発活動 ○「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター・リーフレットの配布（全警察署・市町村・民間団体等） ○新聞折込紙等への掲載(80,700部) ○DV関係リーフレットの作成配布(2,000部) ○一般県民向け啓発リーフレット「DVのない社会に！」の作成配布(5,500部) ○医療関係者向け対応マニュアル「診療の場でDVが疑われたら」の作成配布（13,600部、県医師会、歯科医師会、看護師会に配布） ○彩の国だより 11月号への掲載 ○DV防止出前講座の実施(11回) ○人権啓発地域指導者研修会での啓発（DVをテーマとした講義、女性の人権資料配布） ○県ホームページによる情報提供</p>
2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	<p>○教職員等に対する研修会の実施（学校種別に計8回） ○全公立小・中・高等学校で各校年1回以上の非行防止教室の実施 ○全公立小・中・高等学校で「性に関する指導」の実施 ○「性に関する指導」授業研究会(3回)、指導者研修会(1回)の実施、「知識を活用した保健学習－感染症編－」の活用 ○小中学校校長人権教育研修会、高校等校長人権教育研修会、高校等校長会議、教頭会議、小中学校人権教育担当者・高校等人権教育担当者研修会での啓発、情報提供(8回) ○私立学校教職員人権教育研修会での教職員への啓発、生徒への指導要請(11回) ○民間保育所長会議における「児童虐待防止通告カード」の配布による保育士等への啓発の実施 ○男女平等教育研修会への講師派遣(1回) ○教員・PTA等学校関係者対象の人権及びデートDV防止研修会への講師派遣・紹介(9回) ○学校教育関係者対象研修会への講師派遣(県立高校1校)</p>
3 若年者に対する予防啓発の推進	<p>○デートDV防止普及講座の実施（市町村共催7回） ○教職員向け「デートDV防止啓発ハンドブック」の作成（教育局との共同編集） ○大学生向けデートDV防止啓発パンフレットの作成配布(40,000部) ○中学・高校生向けデートDV防止啓発リーフレットの作成配布(4,000部)</p>
<b>基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実</b>	
1 早期発見のための取組強化	<p>○県医師会・弁護士会等を構成員とするDV対策関係機関連携会議開催による情報の共有化と連携の推進(2回) ○職域研修（人権擁護研修等）へ職員（講師）を派遣(18回) ○高齢者虐待対応専門員の養成(H24年度・156人、累計849人) ○新任民生委員・児童委員研修の実施(184人) ○市町村民生・児童委員協議会男女共同参画推進セミナーの開催(107人) ○民生委員・児童委員を対象としたDV防止出前講座の実施(3回) ○新任生活保護ケースワーカー等対象研修の実施（DV被害者対応含む）</p>
2 警察における被害防止活動の推進	<p>○警察安全相談窓口等でのDV相談(3,968件)、相談に対する措置【援助(580件)、防犯指導(3,121件)、保護命令制度等の説明(1,603件)、他機関への連絡(308件)】、相談員研修の実施、加害者への指導・警告(1,489件)、事件検挙【保護命令違反検挙(2件)、他法令検挙(372件)】、保護命令等の対応【裁判所からの書面提出請求(142件)、保護命令通知(117件)】《平成24年》 ○警察署への巡回教養(13警察署) ○警察安全相談員研修(4回)、警察学校等における集合研修(9回)、幹部講習における研修(4回)</p>
3 相談体制の充実	<p>○男女共同参画推進センターでの配偶者暴力相談支援センター業務の開始(H24.8.1～) ○DV相談窓口での相談を実施【婦人相談センター、With You さいたま、女性相談員(2,223件)】 ○交際相手からの暴力に対する相談も実施(54件) ○一時保護施設退所後も関係機関との関わりが必要な被害者の生活状況の確認(130件) ○配偶者暴力相談支援センター連絡会議の実施(2回) ○市町村DV対策担当課長会議、市町村情報交換会の開催(2回) ○市町村支援のための市町村訪問(12市町村)、市町村相談事業へのスーパーバイザー派遣（14回） ○市町村相談事業支援のための研修会等の実施(23市町村) ○男性電話相談の実施(1日限定、17件) ○女性相談員研修の実施(3回) ○DV被害者支援担当者研修(I・II)等の実施(3回) ○スーパーバイズ研修(5回) ○民間支援団体に対する補助金交付(7件)、民間支援団体交流会の開催(2回)、DV対策関係機関連携会議の開催(2回) ○共通相談シートの利用促進</p>
4 保護体制の充実	<p>○緊急一時保護施設増設による迅速な保護の実施 ○母子緊急一時保護事業の実施(18件) ○全警察署での24時間相談の実施【夜間・休日緊急一時保護(DV分14署18件(H24年))】 ○公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターとの協働による宿泊費補助(19件)、一時避難場所確保に係る費用負担制度の実施(31件) ○婦人相談センター、民間支援シェルター等への一時保護(142件)、一時保護委託(35件) ○民間支援団体に対する補助金交付（7件） ○全国会議等での情報交換による広域連携の促進</p>
5 外国人、障害者、高齢者への配慮	<p>○外国人総合相談センター埼玉での多言語（8言語）による相談【生活全般相談、出入国・国籍、労働問題、法律問題の専門相談(5,351件〈うち婚姻(DV)・親族関係291件〉)】、情報提供を実施 ○権利擁護センターで受けたDV相談の状況に応じた適切な支援の実施 ○障害者虐待防止・権利擁護研修の開催 ○障害者虐待対策に係る障害福祉サービス事業所、市町村職員を対象とした研修会の実施(1回) ○保健所での精神保健相談等に含まれるDVの発見、適切な支援の実施 ○高齢者虐待防止啓発のため介護施設職員向けセミナー(1回)、高齢者虐待対応研修（専門員、管理者、フォローアップ）、県政出前講座(29回)の実施 ○地域包括支援センターへ職員（講師）を派遣</p>
6 関係機関の支援ネットワークの充実	<p>○DV対策関係機関連携会議の開催(2回) ○市町村DV対策担当課長会議、市町村情報交換会の開催(2回) ○市町村支援（市町村基本計画策定等）のための市町村訪問(12市町村)、市町村相談事業へのスーパーバイザー派遣（14回） ○「庁内DV対策連携会議の設置・運営の手引」の周知・活用 ○県福祉事務所単位の事例検討会の実施(4回)</p>
7 職務関係者の配慮と資質の向上	<p>○DV被害者支援担当者研修(I・II)等の実施(3回) ○女性相談員専門研修の実施(1回) ○市の連携会議・市職員・民間団体支援者等を対象とした研修・講座への講師派遣 ○県福祉事務所単位の事例検討会の実施(4回)</p>

## 基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

1 住宅の確保に関する支援	○県営住宅の期限付入居制度の実施(4件) ○県営住宅優先入居制度(抽選倍率の優遇)による入居(10件) ○公営住宅研修会を通じて市町村に対するDV被害者支援の実施を要請 ○「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」において、民間住宅等関係団体への働きかけを実施 ○宅地建物取引業者が組織する(社)埼玉県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会埼玉県本部の会議、研修会で、DV被害者等社会的弱者の住宅確保への協力要請(1回) ○「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」の実施(新規登録38件、累計72件)
2 心の回復に関する支援	○一時保護施設及び配偶者暴力相談支援センターにおける継続的な心のケア実施体制の整備(精神科医による相談及びカウンセリングの体制整備、外部講師による相談員研修の実施) ○グループ相談会(全6日間、午前:自立支援講座、午後:サポートグループ)及び個別面接相談の実施 ○サポートグループ運営民間団体への補助金交付(5団体)
3 就業に関する支援	○ハローワーク、母子福祉センター及び女性キャリアセンター等についての情報提供 ○母子福祉センターにおけるパソコン研修、就業支援集中セミナー等各種講座の実施 ○一時保護施設入所者に対する就業支援(月1回)【就職支援セミナー54人、個別相談28人参加】 ○母子家庭の母親等の就職促進のため、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した職業訓練を実施 ○母子家庭等の児童の保育所への優先入所について、市町村会議等で周知徹底
4 経済的な支援	○一時保護入所者等に係る生活保護における取扱いを「生活保護マニュアル2012」に明記、生活保護法担当査察指導員研修会で助言指導 ○児童手当、児童扶養手当の広報(各1回)、市町村指導監査の実施(8市町) ○DV被害者に対する未熟児養育医療給付、自立支援医療費(育成医療給付)、結核児童療育給付、小児慢性特定疾患医療給付の各制度医療費に係る経済的支援の弾力的な運用 ○福祉3医療(乳幼児医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療)の市町村担当者説明会における乳幼児及びひとり親家庭等医療費支給事業のDV被害者等に係る事務取扱研修の実施(3回) ○DV被害者に係る国民健康保険の取扱いについて、保険者を対象とした会議・研修会における周知徹底・助言(3回) ○市町村担当者会議で各保険者へのDV被害者の介護保険申請における住所地の取扱いについての説明・周知
5 被害者に関する個人情報の保護	○全市町村の住民基本台帳事務初任者に対する研修において、DV被害者保護のための支援措置及び適切な運用について助言(4か所) ○各市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした会議等の機会を通じて、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う関係部局との連携及び被害者情報の厳重な管理について徹底を図るよう助言 ○市町村DV対策担当課長会議や市町村情報交換会において個人情報の適切な管理について周知・情報提供
6 司法手続に関する支援	○日本司法支援センター(法テラス)や弁護士会と連携し、保護命令の申立や離婚及び親権に対する助言・情報提供 ○一時保護施設入所者への法律相談の実施(12件)
7 地域における支援協力者の育成	○「DV被害者支援ボランティア育成講座」開催業務を民間支援団体に委託(4団体) ○新任民生委員・児童委員研修において、民生委員の職務の心得の説明として、相談者の生活状況の適切な把握等による被害への対応等について説明(300人) ○民生・児童委員を対象としたDV防止出前講座の実施(3回) ○婦人相談センターによる職域研修への職員の派遣(民生・児童委員及び人権擁護委員研修会2回)
8 継続した支援	○一時保護施設退所後も関係機関との関わりが必要な被害者の生活状況の確認(130件)

## 基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

1 早期発見と安全確保	○全児童相談所で管内市町村要保護児童対策地域協議会に参画、連携 ○子どもスマイルネット電話相談(2,685件<うち子どもの権利侵害1,097件【うち虐待24件】、育児相談1,588件) ○児童生徒への虐待の実態把握と早期発見・早期対応の研修会の実施【スクールカウンセラー研修会(2回)、スクールワーカー研修会(2回)、公立中学校配置相談員研修会(4回)】 ○児童相談所の一時保護所(4か所・定員120人)及び一時保護委託での一時保護の実施(一時保護児童数600人 H22年度) ○児童虐待対応研修等の実施(2回)
2 心身の健やかな発達への支援	○一時保護施設において、同伴児へのメンタルケアを行うため、職員を増員するとともに、対象の母子に精神健康状態の評価やカウンセリングを実施。退所時に、精神科医等の意見を踏まえた助言や転出先市町村への情報提供を実施 ○各児童相談所・支所に児童心理司を、中央児相に児童精神科医を配置 ○児童福祉施設では、被虐待児など心に傷のある子どもの入所が増えているため、心理的ケアの重要性から心理士(常勤)の配置を促進【児童養護施設(20施設中19施設で配置)、乳児院(4施設中2施設で配置)、母子生活支援施設(3施設中2施設で配置)】 ○全保健所において精神的な問題を抱える児童等を対象に、医師や臨床心理士による専門相談を実施(月1回) ○全保健所において小児精神保健医療推進連絡会議(事例検討、スキルアップ等)を実施
3 保育・就学・学習支援	○各種教職員研修会で「学校・幼稚園におけるDV対応マニュアル」をもとに説明 ○DVに係る児童・生徒の安全確保や就学支援、情報管理 ○私立学校教職員人権教育研修会で子どもの転校先等の適切な情報管理を要請(3回) ○母子家庭等の児童の保育所への優先入所について、市町村会議等において周知徹底 ○婦人相談センターの相談業務や個別支援における被害者への助言・情報提供・同行支援、学校や市町村など関係機関との連携による被害者の安全確保 ○一時保護施設内でのボランティアによる学習指導の実施(月～金 午前中2時間)

## 基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

1 民間団体との連携・協働の推進	○DV対策関係機関連携会議の開催(2回)【民間支援団体2団体】 ○民間団体のスタッフを講師として招聘【DV防止出前講座(7講座)、デートDV防止普及講座(8講座)、DV被害者支援担当者研修(11講座)、スーパーバイズ研修(3講座)、事例検討会(4講座)】
2 民間団体の育成・支援	○民間団体の活動支援のため補助金交付(7団体) ○民間団体交流会の開催(2回) ○民間団体への情報提供、広報活動の協力、研修機会の提供(年合計24回) ○「DV防止出前講座(ボランティア育成編)」の実施(3団体)

## 基本目標Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究

1 調査・研究の実施	○DV加害者対策研究会の開催(1回)
------------	--------------------